

小規模多機能ホーム サンシャイン 重要事項説明書

特別養護老人ホーム サンシャイン

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和6年3月25日施行条例第28号)」の規定にもとづき、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1. 事業主体

事業法人(設立年月日)	社会福祉法人 東幸会 (平成6年3月3日)
所在地	〒031-0833 青森県八戸市大字大久保字生平 44 - 77
代表者	理事長 伊藤友子
事業主体	特別養護老人ホーム サンシャイン
所在地	〒039-1111 青森県八戸市東白山台二丁目 2 番 1
電話番号及びFAX番号	電話 0178-23-5050 FAX0178-23-5306
Eメールアドレス	syoutaki@sunshine-toko.com sunshine-toko@garnet.broba.cc

2. 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能ホーム サンシャイン
事業所の所在地	〒031-0047 青森県八戸市大字常番町 18 番
事業所の代表者	伊藤 友子
電話番号及びFAX番号	電話 0178-73-5350 FAX0178-73-5352
交通手段	八戸市営バス図書館前バス停より徒歩 1 分
敷地概要・面積	敷地面積：571.20 m ²
建物概要	構造：木造平屋建て 延べ床面積：274.78 m ²
損害賠償責任保険の加入先	A I G 損害保険株式会社
開設年月日	平成 24 年 5 月 1 日
介護保険事業者指定番号	0 2 9 0 3 0 0 1 7 7
事業所の管理者	前田 靖子
計画作成担当者	前田 靖子

3. 主な設備の概要

宿泊室	8 室 (定員 1 名) 1 室あたり面積 9.93 m ²
デイルーム	デイルーム 67.90 m ² (セミパブリックスペース含)
トイレ	1 階 4 ヶ所 (うち車いす対応用トイレ 1 ヶ所)
浴室及び脱衣室	1 階 1 室 14.64 m ²
台所	1 階 1 室 8.69 m ²

4. 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 年中無休 営業時間 24 時間
サービス提供時間	通いサービス 基本 09:45～16:00 宿泊サービス 基本 16:00～09:45 訪問サービス 24時間 (夜間は緊急時の呼び出し対応となります)
利用者活動時間帯	基本 7:00～20:00
通常の事業実施地域	八戸市
定 員	登録定員 29 名 ・通いサービス定員 18 名 ・宿泊サービス定員 8 名

5. 事業の目的と運営方針

事業の目的	<p>利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の日々の暮らしの支援を行い、また利用者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体及び精神的負担軽減を図ることを目的とします。</p>
運営方針	<p>1. 当事業所において提供する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年3月26日施行）の主旨及び内容に沿ったものとします。</p> <p>2. 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、個々にあった適切なサービス提供を行います。</p>

<p>運 営 方 針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 3. 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行います。 4. 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその方が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。 5. 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。 6. 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。 7. 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に役立つよう、その目標を設定し計画的サービスの提供と支援を行います。 8. 提供するサービスの質の向上の為、評価を行うとともに定期的に外部評価を受けて、それらの結果を公表し常に改善を図ります。 9. 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支える為に適切なサービスを提供します。
<p>基 本 方 針</p>	<p>私たちは福祉事業の社会的責任を認識し、利用者が可能な限りその地域で在宅生活を継続できるよう、「安心、安全、信頼」の福祉を土台に、福祉・保健医療サービス及びその地域との有機的な連携を図るよう創意工夫をし、安定した介護サービスの提供に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「心から笑う事が出来る楽しい生活」をサポートします。 <ol style="list-style-type: none"> ①私たちは、利用者及び家族と協調し、利用者が持てる能力を最大限に発揮できるよう努めます。

基 本 方 針	<p>②私たちは、利用者の心身の状況及び生活環境をふまえて、通い、訪問、宿泊サービス、電話による見守りを柔軟に組み合わせることにより、個々にあった適切なサービスを提供すると共に24時間365日の継続した支援を行います。</p> <p>2. 「ありがとう」といえる感謝の気持ちを忘れずに、質の高い介護を提供します。</p> <p>①私たちは、施設内外の研修を通し自己啓発に努めると共に、定期的に介護サービス情報の公表・地域密着型サービス外部評価を受け、サービスの向上に努めます。</p> <p>3. 「地域の人がお茶を飲みに寄る」ような、地域に根ざした事業所を目指します。</p> <p>①私たちは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続する事が出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を積極的に行います。</p> <p>②私たちは、地域における福祉サービスの拠点のひとつとして、随時地域住民からの相談を受付、助言などを行うと共に関係諸機関と連携を図ります。</p>
---------	--

6. 職員の職種、員数及び職務の内容等

①職員の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	職務内容
管 理 者	1名(兼)	—	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
計 画 作 成 担 当 者	1名(兼)	—	登録者に係る居宅サービス計画及び（会議予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたります。
介 護 職 員	10名	—	（介護予防）小規模多機能型居宅介護における、通い、泊り、訪問に係わる業務の提供にあたります。
看 護 職 員	1名	—	医療、保健衛生、健康管理、機能訓練に関する業務の提供にあたります。

7. サービスの概要

1) 通いサービス

提供時間	基本 9:45～16:00 *その利用者の置かれている状況によってはご相談に応じます。
食事	食事の提供及び食事の介助をします。 食事はダイルームでとっていただくよう配慮します。 食事の時間は、朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～ 朝食及び夕食については希望される場合のみといたしますので、食事を必要とされる方は予めお申し出ください。
排泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。入浴については任意です。
機能訓練	日常生活において利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
送迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。 送迎可能時間は 8:45～16:30 その他、送迎が必要不可欠と判断した場合については、上記の時間以外でも送迎いたしますのでご相談ください。

2) 訪問サービス

提供時間	基本 24 時間 (夜間については緊急時の呼び出し対応となります)
サービス内容	利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援を提供します。 ・身体介護サービス：入浴介助、排泄介助、体位交換、移動介助、買い物介助 等 ・家事援助サービス：調理、洗濯、清掃、買い物 等
提供できないサービス	①介護職員による医療行為 ②預貯金の引き出しや預け入れ ③利用者以外に対するサービス

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者以外の者に係わる洗濯、買い物等 ・主として利用者が使用する居室以外の清掃 ・来客の接待 等 <p>④正月、節句などの為に特別な手間をかけて行う調理</p> <p>⑤長時間にわたる通院の付き添い</p> <p>⑥長時間の付き添いや訪問については調整が必要となりますのでご相談ください。</p> <p>⑦商品の販売、宗教や政治活動など</p>
--	---

3) 宿泊サービス

提供時間	基本 16:00～9:45
サービス内容	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援を提供します。
	<p>急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。</p> <p>サービスの希望内容によっては、調整させていただくことがあります。</p> <p>その他「食事」「排泄」「入浴」等については通いサービスに準じて提供します。</p>

4) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所の計画作成担当者(介護支援専門員)は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。

計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。

5) 居宅サービス計画

事業所の計画作成担当者(介護支援専門員)は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービス(介護予防サービス)を提供するために、利用者の解決すべき課題の把握(支援すべき総合的な課題の把握・アセスメント)やサービス担当者会議等を行い、居宅サービス

(介護予防サービス) 計画 (ケアプラン) を作成します。

計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上、交付します。

6) サービス提供に関する記録について

サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。

また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。複写の交付については、実費をご負担いただきます。

- ・ 1枚につき 10円

8. 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
サービス提供中	気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
設備、備品の使用	事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
飲酒・喫煙	主治医からの許可のない飲酒はご遠慮ください。 敷地内は禁煙となっております。利用中の喫煙はご遠慮ください。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や多額の金銭はこちらで管理できません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動等	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動、販売行為はご遠慮ください。
訪問における光熱費等	訪問サービス実施の為に必要な備品など(水道、ガス、電気含む)は無償で使用させていただきます。
面会	面会時間は8:30~19:00 面会簿にご記入願います。
感染対策	感染症拡大防止の為に、感染性の下痢症状、インフルエンザ等の発症時には治癒まで通いサービスをご遠慮いただく場合があります。

9. サービス利用料金

①保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	<p>要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。</p> <p>1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。</p> <p>介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。</p>
	<p>月途中から登録した場合、又は月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。</p> <p>登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日、登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日となります。</p>

1) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護（1月あたり）

a. 基本料金

介護度	要支援1	要支援2
利用料金	34,500円	69,720円
うち、介護保険から給付される金額	31,050円	62,748円
自己負担額	3,450円	6,972円

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
うち、介護保険から給付される金額	94,122円	138,330円	201,231円	222,093円	244,881円
自己負担額	10,580円	15,370円	22,359円	24,677円	27,090円

b. 加算料金

看護職員配置加算	利用料金	7,000円/月
	自己負担額	700円/月
科学的介護推進体制加算	利用料金	400円/月
	自己負担額	40円/月
サービス提供体制強化加算	利用料金	6,400円/月
	自己負担額	640円/月

認知症加算（Ⅱ）	利用料金	8,900円/月
	自己負担額	890円/月
若年性認知症利用者受入加算 （該当者のみ）	利用料金	8,000円/月
	自己負担額	800円/月
口腔・栄養スクリーニング加算 （6カ月毎）	利用料金	200円/月
	自己負担額	20円/月
総合マネジメント体制強化加算	利用料金	12,000円/月
	自己負担額	1,200円/月
初期加算	利用料金	300円/日
	自己負担額	30円/日
初期加算 （30日を超える入院後、利用再開した場合）	利用料金	300円/日
	自己負担額	30円/日
中山間地域等における 小規模事業所加算	利用料金	基本料金×10.0%/月 ※日単位の加算に関しては日数をかけたもの
	自己負担額	上記で計算した金額の一割分/月
介護職員等処遇改善加算	利用料金	基本料金＋加算×14.6%/月 ※日単位の加算に関しては日数をかけたもの
	自己負担額	上記で計算した金額の一割分/月

*なお、自己負担額は市区町村から発行される介護保険負担割合証の割合に応じた額となります。

②その他の料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 400円 昼食 580円 夕食 480円
おむつ代	1枚 150円（尿取りパッドは50円）
宿泊に要する費用	1泊 1,700円
通常の事業実施地域を越える送迎費用	通常実施地域を越えた地点から発生します。 基本料金 350円。1km毎に 150円の加算。
通常の事業実施地域を越える訪問サービスの交通	交通機関を利用した場合、職員の交通機関利用料金は利用者負担となります。
レクリエーションクラブ活動	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料費等の実費となります。

③利用料金の支払い方法

<p>利用料、その他の費用の請求</p>	<p>月末締め翌月10日に請求書を発送いたします。請求書が届いてから15日以内にお支払いをお願いします。</p>
<p>利用料、その他の費用の支払い</p>	<p>下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>ア) 自動口座引き落とし イ) 事業者指定口座への振り込み</p> <p>【振り込みの場合】(事業所指定口座) 青森銀行 根城支店 普通預金 口座番号 3012566 <small>シャカイフクシホウジン トウコウカイ</small> 口座名義人 社会福祉法人 東幸会</p> <p>お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

10. サービスの利用方法

1) サービスの申込・利用

電話にて申し込み後、書類の作成を行います。その際書類作成のため当事業所の職員がお伺いします。場合によっては当事業所においでいただくこともありますのでご了承ください。

2) サービスの変更、追加

当サービスは、(介護予防)小規模多機能型居宅計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通い、訪問、宿泊サービスを組み合わせ支援を提供するものです。

利用予定日前に契約者の都合により、サービス利用を中止または変更、追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の1週間前までに事業者へ申し出ください。

サービスの利用変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。

3) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

- ・契約終了を希望する日の30日前までにお申し出ください。

②自動終了

- ・他の介護保険施設に入所した場合
- ・要介護区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画が変更され、利用予定が発生しなくなった場合
- ・死亡した場合

③その他

ア サービス料金の不払いの場合

利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、契約解除することがあります。

イ 暴言などがあつた場合

利用者やご家族様などが当施設や当施設の職員又は他の利用者に対して、暴言・暴力・セクハラ・迷惑行為などの危害を及ぼし、通常の接遇方法等ではこれを防止することができない場合は、契約を解除することがあります。尚、この場合、契約の終了後の予約は無効となります。

ウ 医療施設への入院治療が必要である場合

利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後1ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約解除することがあります。なお、入院日がその月の15日以降の場合は1ヶ月分で請求となりますのでご了承ください。15日以前の場合は、入院日の1週間後に登録終了となります。この場合契約終了後に再度利用を希望される場合は、お申し出ください。

1 1. 緊急時の対応方法

利用者の病状の急変等の緊急時対応方法	<p>指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。</p> <p>また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。</p> <p>病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することはあります。</p> <p>また、受診の場合には基本的にご家族の協力・対応の基で行いますのでご協力をお願いします。</p>
--------------------	---

主治医	利用者の主治医	
	かかりつけ医 電話番号	
家族等	緊急連絡先のご家族等	
	電話番号	

1 2. 協力医療機関等

協力医療機関	おひさま在宅クリニック八戸
	所在地 八戸市南類家2丁目16-15 電話番号 0178-32-0705
協力歯科医療機関	山本歯科医院
	所在地 八戸市大字沢里字二ツ屋3-12 電話番号 0178-44-7560
連携介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム サンシャイン
	所在地 八戸市東白山台二丁目2番1 電話番号 0178-23-5050

1 3. 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に関して、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。
委員の構成	利用者代表、利用者家族の代表、 地域住民の代表者、知見者八戸市職員、 地域包括支援センター、当事業所代表
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。

1 4. 事故発生時の対応方法

事故発生時の対応方法	サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関家の搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。 また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録す
------------	--

	<p>るとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。</p> <p>なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は「AIG 損害保険株式会社」と損害賠償保険契約を結んでおります。）</p>
--	--

15. 苦情処理の体制

苦情処理の体制 及び手順	<p>苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）</p> <p>苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。</p>
事業所苦情相談窓口	<p>担 当 者 小規模多機能ホーム サンシャイン 管 理 者 前田靖子</p> <p>所 在 地 八戸市大字常番町 18 番</p> <p>電 話 番 号 0178-73-5350 F A X 0178-73-5352</p> <p>*また、苦情受付箱を事業所受付に設置しています。</p>
事業所外 苦情相談窓口	<p>名 称 八戸市介護保険課</p> <p>所 在 地 八戸市内丸 1 丁目 1-1</p> <p>電 話 番 号 0178-43-2111 F A X 0178-47-0732</p>
	<p>名 称 青森県国民健康保険団体連合会</p> <p>所 在 地 青森市新町 2 丁目 4-1 青森県共同ビル 3 階</p> <p>電 話 番 号 017-723-1336 F A X 017-723-1088</p>

16. 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	速やかな避難活動 消火器による初期消火
平常時の訓練等	毎月15日に避難訓練の実施
防犯防火設備・避難設備等の概要	特定施設水道連結型スプリンクラーの設置 避難口3ヶ所の設置・自動火災報知設備の設置・火災受信機の設置
天災などの不可抗力	事業者は、地震、風水害等の天災その他自己の責めに帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

17. 衛生管理

衛生管理について	事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。 職員の健康管理を徹底し、職員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。 利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。
感染症対策マニュアル	〇-157、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症対策マニュアルを整備し、職員に周知徹底しています。 また、職員への衛生管理に関する研修を年2回以上行っています。

18. 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取り組み	当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 (2) 成年後見制度の利用を支援します。 (3) 研修等を通じて、人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。 (4) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
------------------	---

19. 身体的拘束等について

<p>身体的拘束等の禁止</p>	<p>事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。</p> <p>ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。</p> <p>また当事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。</p>
<p>緊急やむを得ない場合の検討</p>	<p>緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等で構成する「身体的拘束適正化検討委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。</p> <p>(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。</p> <p>(2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。</p> <p>(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。</p>
<p>家族への説明</p>	<p>緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。</p>
<p>身体的拘束等の記録</p>	<p>身体的拘束等を行う場合には、身体拘束等を行った日時、理由及び態様、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。</p>
<p>再検討</p>	<p>身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「身体的拘束適正化検討委員会」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。</p>

20. 守秘義務

当事業所では個人情報保護法を遵守しながら職員を常に指導し、個人情報の適切な管理・運用に努めます。

職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持するために、個人情報保護に関する契約を事業所と締結して、当法人の有する利用者等の個人情報を在職中はもちろん退職後も第三者に故意 または過失により開示・提供又は漏洩したり、自ら使用しない旨の契約内容とします。

但し、事業所を移動する際や入院の際など、転移先や居宅介護支援事業所より情報提供を求められた際は、必要に応じ情報の提供を行います。

使用目的	<ol style="list-style-type: none"> 1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議及び運営推進会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。 2) 前項 1) の他介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整の為に必要な場合。 3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、体調等を崩し又はけが等で病院へ行ったとき、医師又は看護師に説明する場合。
個人情報を提供する事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1) 居宅サービスに記載されている介護サービス事業所 2) 病院又は診療所（体調を崩し又はけが等で診察する事となった場合）
個人情報を使用する期間	介護サービスの提供を受けている期間
使用する条件 (介護サービス事業者の責務)	<ol style="list-style-type: none"> 1) 個人情報については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。 2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等その経過を記録する事。 3) 利用者に対する個人情報の利用目的の変更があった場合は通知いたします。

2 1. 情報開示について

当事業所では利用者の生活・精神面・健康について、口頭又は記録物により報告、提示いたします。但し、情報の開示についてはご本人、キーパーソン（身元引受人）の方に限ります。

2 2. サービス利用の契約・同意について

重要事項の説明、契約に当たっては利用者及び家族の同意のもとに実施します。但し、利用者の判断能力に障害がみられる場合は、以下の立会いの下契約を履行します。

*家族、身元引受人、代理人、成年後見人制度を交わした契約者

なお、契約・同意を求める書類等についても同様の対応をお願いします。

（個人情報利用同意書、サービス計画書、医師の意見書、申請書類等々）

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記の内容について「八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年3月26日施行）」の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

説明者 氏名	
--------	--

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利 用 者	住 所	
	氏 名	
代 筆 者	住 所	
	氏 名	

家族等連絡先

身元引受人	住 所	〒 -
	氏 名	続柄 ()
	電話番号 1	
	電話番号 2	
第 1 連絡先	住 所	〒 -
	氏 名	続柄 ()
	電話番号 1	
	電話番号 2	
第 2 連絡先	住 所	〒 -
	氏 名	続柄 ()
	電話番号 1	
	電話番号 2	

小規模多機能ホーム
サンシャイン
小規模多機能型居宅介護事業
契 約 書

重要事項の説明をもって契約と致します。

令和 年 月 日

住 所
利用者
氏 名

住 所
代筆者
氏 名

住 所 青森県八戸市大字常番町18番
事業者

事業所名 小規模多機能ホームサンシャイン
管理者名 前田 靖子